

沖縄県外来種対策行動計画に基づく
ツルヒヨドリ 防除計画

令和2年3月

沖 縄 県

1 背景と目的

ツルヒヨドリは、アメリカ大陸原産のキク科の植物で、沖縄本島中部の公園、農耕地、林道脇、河川、湿地等のさまざまな環境に侵入・定着しています。また、石垣島や西表島などでも生育が確認されています。繁殖力が非常に旺盛で、他の植物が生育できないほど繁茂するため、生態系への影響が懸念されています。

沖縄県では、沖縄県内に定着しており、生態系への影響が大きいことから重点的に駆除等の防除を実施する必要がある外来種を「重点対策種」として指定しています。ツルヒヨドリは在来植物への被圧等の影響が大きいことから、重点対策種に指定されています。本防除計画は、ツルヒヨドリによる生態系等への影響を軽減するための目標や方法等を示すものです。

2 概要

(1) 和名等

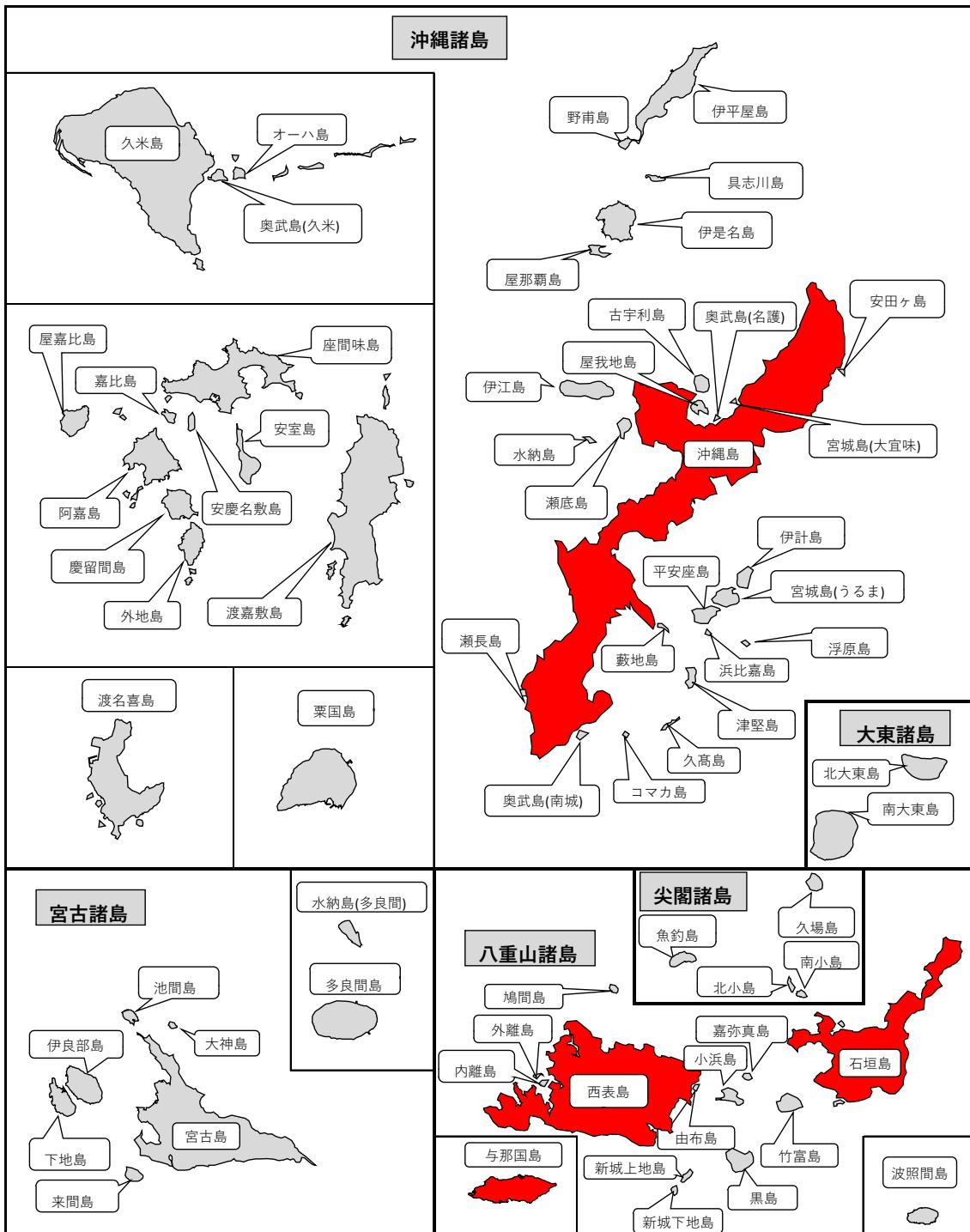
キク科

ツルヒヨドリ (学名 *Mikania micrantha*)

(2) 分布

原産地：北アメリカの熱帯地域

県内の分布状況：沖縄島、石垣島、西表島、与那国島



ツルヒヨドリの生育が確認されている島

赤色で塗った島は生育が確認されている島を示す。

(3) 形態・生態

つる性の多年生草本植物です。葉の長さは4~13cm、幅5~10cmで、ハート型で光沢があります。11~12月に3mmほどの小さな白い花が咲きます。つるで絡みつ

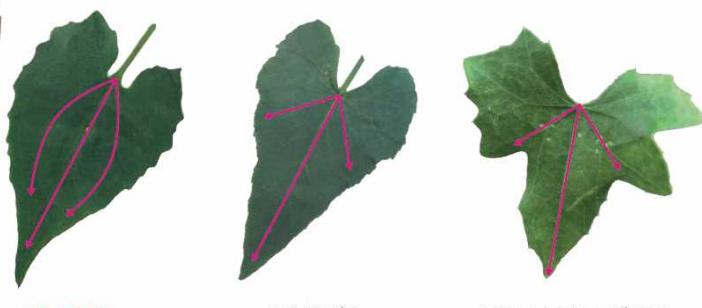
きながら成長し、マント状に厚い藪を作ります。特に河川沿いや農耕地など日当たりの良い場所では旺盛に繁茂します。

成長が早く1日で10cm伸びることもあります。「Mile-a-minute weed (1分で1マイル広がる雑草)」とも呼ばれ、猛烈な勢いで広がることが知られています。



よく似た葉をもつ在来植物

どれもよく似た葉で、縁がギザギザしています。葉脈の入り方が見分けのポイントになります。



ツルヒヨドリの見分け方

引用：特定外来生物ツルヒヨドリ（パンフレット）（環境省那覇自然環境事務所）

3 指定の状況

特定外来生物	○
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	緊急対策外来種
日本の侵略的外来種ワースト100	—
世界の侵略的外来種ワースト100	○

4 生態系等への影響

繁殖力が強く、覆いかぶさることで他の植物を枯らしてしまいます。農作物などに絡み付く農業被害も報告されています。



他の植物が生育できないほど繁茂する



シークワーサーの木に覆いかぶさる様子

5 目標

沖縄県外来種対策行動計画に基づく防除目標のカテゴリー

→ **目標B 重要区域からの排除** (やんばる地域および西表島)

⑤ やんばる地域および西表島からの排除

沖縄島北部（やんばる地域）や西表島など環境保全の重要度の高い地域から排除します。また、ツルヒヨドリが侵入している島は沖縄島、西表島、石垣島、与那国島に限られています。これらの島から未侵入の島への分布拡大を防ぎます。

6 対策の方針

(1) 自然環境保全上重要な地域における早期除去

沖縄島北部（やんばる地域）では、数箇所でツルヒヨドリの生育が確認されています。現在、沖縄県（北部土木事務所および環境部）、環境省、国頭村、大宜味村が除去を実施しています。また、西表島においても侵入が確認されたことから、環境省による対策が実施されています。関係機関と協力しながらこれらの取り組みを引き続き推進します。

沖縄島北部（やんばる地域）や西表島などの環境保全の重要度の高い地域で侵入が確認された場合は、早期に除去を実施します。また、これらの地域への侵入を防ぐため、周辺地域での除去等の取り組みを実施します。

(2) 拡散防止のための県民・事業者への普及啓発

ツルヒヨドリは土砂の運搬などに伴って拡散している可能性があります。このような拡散を防ぐため、ツルヒヨドリの生育地からの土砂運搬の際には注意が必要です。また、特定外来生物に指定されており、飼養（栽培）・保管・運搬・販売等が原則として禁止されています。ツルヒヨドリの危険性と注意点を関係者に周知します。

目標カテゴリーB：重要区域からの排除（やんばる地域および西表島）

目標：やんばる地域および西表島からの排除

対策の方針	実施項目	期間	実施地域	実施内容
自然環境保全上 重要な地域にお ける早期除去	侵入状況の把握及び モニタリング	短期～ 長期	やんばる地域、西表島	自然環境保全上重要となるやんばる地域および西表島において、侵入 状況の調査及び定期的なモニタリングを行う。
	やんばる地域や西表島に おける除去	短期～ 長期	やんばる地域、西表島	やんばる地域と西表島で生息が確認されている数箇所では、関係機関 と協力しながら除去を推進する。また、定期モニタリングにより侵入 が確認された場合は、速やかに除去を行う。
	周辺地域における対策	短期～ 長期	やんばる地域周辺、西表 島周辺	自然環境保全上重要な地域の周辺等において、侵入状況を調査すると ともに、定期的なモニタリングを行う。 侵入が確認された場合は、結実前に茎を切断する等により、拡散リス クの低減を図る。
拡散防止のため の県民・事業者へ の普及啓発	危険性と注意点の周知	短期～ 長期	沖縄県内	県民・事業者へのパンフレットの配布、住民参加型の除去作業等によ り危険性と注意点を周知する。

短期は概ね3年目までの期間、長期は概ね4年目以降の期間

7 実施体制

効果的かつ効率的な対策のため、以下のような体制を目指し、関係機関と連携します。

- 侵入状況の調査およびモニタリング：沖縄県環境部、（環境省）
- 除去：沖縄県環境部及び土木建築部（環境省、市町村、施設管理者等）
- 普及啓発：沖縄県環境部、（環境省、市町村）

8 防除方法

(1) 除去

ツルヒヨドリは特定外来生物に指定されていることから、除去作業を行う際は特定外来生物の防除である旨、実施主体、実施日・場所を事前に告知する必要があります。また、ツルヒヨドリの種は風によって運ばれることから、除去作業による種の拡散を防ぐため、除去は花をつける前の季節（11月まで）に実施することが適切です。

根や茎から再生するため、丁寧に株全体を引き抜くことが必要です。また、全体的な除去を行った後も取り残した根や茎から再生した株を定期的に抜き取ることが重要です。



根・茎ごと引き抜きます



抜き取りながら袋につめていきます

（写真：沖縄県北部土木事務所提供）

(2) 処分

ツルヒヨドリは引き抜いた後もすぐには枯れず、再生する可能性があります。このため、野外に放置せず焼却等の適切な処分を行うことが必要です。

除去した株の運搬時は落下や種子の飛散などを防ぐため、二重のビニール袋に入れる等の逸出防止措置をとることが必要です。



保管の様子
(写真：環境省提供)



搬出の様子（二重のシートで覆う）
(写真：沖縄県北部土木事務所提供)

- ※ 除去作業の際は、草むらの中のハブやハチなど危険な生き物に注意が必要です。
- ※ ツルヒヨドリは特定外来生物に指定されていることから、環境省との事前調整が必要です。

(3) 拡散防止対策

ツルヒヨドリの生育している場所から土を移動させる場合は、ツルヒヨドリの根や茎が混ざっていないか注意する必要があります。また、綿毛の付いた種が車両に付着して移動する可能性であることから、ツルヒヨドリが多く生育している場所で使用した車両は、他の地域に移動する前に洗浄することが望ましいです。



種のつく様子



綿毛のある種

9 防除事例の紹介

(1) 沖縄島 やんばる地域

沖縄島のやんばる地域の一部では、ツルヒヨドリの定着が確認されたことから沖縄県、環境省等により防除が実施されています。

これらの地域はやんばる国立公園に隣接しており、自然環境保全上重要な地域への侵入が懸念されたことから、早期防除を目指した取り組みが進められています。

このうち田嘉里川とその周辺は最も大規模にツルヒヨドリが繁茂しており、河川区間については沖縄県北部土木事務所が重機を使用した除去を実施しました。その後、手作業による除去を継続しています。また、周辺の畑や竹林においてもツルヒヨドリの侵入が確認されており、地域住民やボランティアも参加した除去作業が実施されています。



作業員・重機による除去の様子（写真：沖縄県北部土木事務所提供）



ボランティアによる除去作業の様子

(2) 西表島

西表島では、平成 29 年に高那地区においてツルヒヨドリが確認されたため、環境省により詳細な分布調査が実施されました。その結果、道路沿いに 2 箇所の群落が確認され、高密度に生育していることや花や種をついている株があったことから、侵入後にしばらく経った状態であると考えられました。

環境省は調査後、下記の方法で駆除を行いました。

- ① 表土から 5cm 程度の深さまで掘り下げ、それ以上の深さに残る細い根は掘らずに引き抜くのみとする。
- ② 樹冠部に広がっているものについては、茎の途中から切断し上部は残置、下部は①に従い除去する。切断箇所には標識テープでマーキングをし、1 ヶ月後のモニタリング時に残置された植物体の状態を確認する。

1 ヶ月後のモニタリング時には、残置した上部はすべて枯死し、新たな根や芽の伸長は確認されなかったことから、作業労力対効果の観点からツルヒヨドリ駆除の一つの手法として有効と考えられています。



生育地と除去後の様子（写真：環境省提供）

10 防除計画の見直し

当該防除計画は3年目に中間評価を行い、5年目に見直しを行います。なお、対策上必要があると認められる場合は、随時見直しを行うものとします。